

高知市販路拡大サポート事業費補助金

見本市出展事業

広告掲載事業

外商促進事業

応援します

補助率1/2



最大20万円×2回 等

見本市(展示会への出展や外商促進のための広報物等の改良やコンテスト申込セミナー受講栄養成分検査等広告掲載など、積極的に取引先開拓を行う中小企業の皆様に応援します。

募集期日

令和9年2月26日まで

予算がなくなり次第終了となります。

令和8年4月を基準に利用回数3年度間まで補助率1/2、以降は補助率1/4になります。

申請・お問合せ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市役所 第二庁舎2階

高知市役所 商工振興部 外商支援課

TEL 088-803-5089 FAX 088-823-4024

E-mail kc-152200@city.kochi.lg.jp



見本市(展示会)への出展や外商促進のための**広報物等の改良**や**コンテスト申込**、**セミナー受講**、**栄養成分検査等**、**広告掲載**など、積極的に取引先開拓を行う中小企業の皆様を応援します。

■補助対象事業者

中小企業者であって、高知市内に、法人の場合は主たる事務所及び本社その他これに類するものを有していることが対象者です。個人の場合は主たる事務所を有し、かつ、住民票に記録されていることとなります。

【以下のいずれかに該当する場合は、補助金の対象になりません】

- ・高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号いずれにも該当すると認められるとき
- ・高知市税を滞納しているとき
- ・広告掲載代行業を行うもの（広告掲載事業に限る）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等を営むものと認められるとき（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む）
- ・みなし大企業
- ・政治的活動又は宗教的団体に係る事業を行う者
- ・その他、市長が適当でないと認める者

■申請期日・補助対象期間

【申請期日】

令和9年2月26日(金)まで ※予算がなくなり次第終了

【補助対象期間】

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※ この期間内に、補助対象である見本市が開催（広告掲載事業の場合は発行）され、かつ経費が支払われる必要があります。また、コンテストについてはこの期間内に、全ての審査行程・結果発表が終了する必要があります。

■補助対象事業

「**自社開発商品**」（無形のものは工法・構法及びソフトウェアに限る）の販路拡大を目的に実施する以下の事業が対象です。各事業それぞれでの申請が可能です。

●見本市出展事業

県外や海外において開催される「見本市」（対面・オンライン）に出展する際の小間料や旅費等、必要な経費の一部を補助します。



●外商促進事業

外商促進を目的とした広報物等の改良やコンテスト申込、セミナー受講、商談相手に応じた栄養成分検査等に係る経費の一部を補助します。



●広告掲載事業

全国的な新聞・雑誌媒体への広告掲載に必要な経費の一部を補助します



■補助対象経費・補助上限等

各事業とも補助率は2分の1です。3年度間助成を受けた事業者は補助率4分の1です。なお、他の公共団体の補助金等(行政機関が実施する旅行支援等を含む)の交付決定を受けた経費は対象となりません。令和8年4月を基準に利用回数3年度間まで補助率1/2、以降は補助率1/4になり上限額が減額となります。

※ 下表は補助率1/2の場合

補助対象事業	補助対象経費	補助上限等
見本市出展事業	①対面見本市 小間料、小間装飾料、備品借上料、電気水道使用料、製品運搬料など	合算40万円を限度とする。 ※【海外見本市】1出展当たり20万円を限度とする。 ※【国内見本市】1出展当たり15万円を限度とする。 ※ただし、他の公共団体などを通じて海外見本市に出展する場合は1回当たり15万円、国内見本市に出展する場合は1回当たり5万円を限度とする。 ※年度内に見本市2回まで申請可。
	②オンライン見本市 小間料(見本市登録料、ページ掲載料、商談機能使用料など)、小間装飾料(動画等のコンテンツ作成費用、コンテンツ掲載料など)	10万円を限度とする。 ※ただし、他の公共団体などを通じて出展する場合、1回当たり2万5千円を限度とする。 ※年度内に見本市1回のみ申請可。
	③旅費 対面見本市出展時の交通費、宿泊費(申請者本人、もしくは直接雇用する従業員に係る経費)	合算30万円を限度とする。 ※【海外見本市】1出展当たり15万円を限度とし、2名分(1名当たり上限7万5千円)まで対象。 ※【国内見本市】1出展当たり5万円を限度とし、2名分(1名当たり上限3万円)まで対象。 ※年度内に見本市2回まで申請可。
外商促進事業	①広報物等改良費 商品に関する既存のチラシ・パンフレット等のリニューアルに係る費用(デザイン、翻訳料等)	3万円を限度とする。 ※年度内に1回のみ申請可。
	②コンテスト申込料	5万円を限度とする。 ※年度内に1回1商品のみ申請可。
	③セミナー受講料	5万円を限度とする。 ※上限の範囲内であれば、複数人の受講料を対象とする。年度内に1回1セミナーまで申請可。
	④栄養成分検査料等	5万円を限度とする。 ※上限の範囲内であれば、複数の商品の検査料を対象とする。年度内に1回のみ申請可。
広告掲載事業	①紙媒体 広告掲載料(全国的に販売されている紙媒体への広告掲載に係る経費)	20万円を限度とする。 ※対象となる広告掲載は一つに限る。
海外物産展出展事業	旅費 ※高知市が参画する海外において開催される物産展への出展事業であり、対象となる事業者には高知市から通知する。	15万円を限度とする。 ※1出展当たり2名分(1名当たり上限7万5千円)まで対象。 ※年度内に1回のみ申請可。



step 1



ホームページから様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。



- 交付申請書
- 事業計画書及び事業内容
- 自社開発商品のカタログ、パンフレット、規格書等
- 申請額の算定根拠が分かる資料
- 完納証明書（官公庁提出用）
 - ※高知市役所本庁舎 2 階 資産税課税務証明係でのみ発行可。
 - ※申請日以前 3 か月以内のもの。複写可。



申請を受理後、2 週間を目安に「交付決定通知」を送付します。

- の様式はホームページからダウンロードしてください。
- の資料はご自身で用意してください。

step 2



交付決定通知書が届いてから事業を開始してください。

※交付決定前に実施した事業は補助対象外です。

step 3



事業の実施後、所定の様式で実施報告。様式を上記二次元コードからダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。

- 事業実施報告書
- 支払完了金額根拠資料（領収証などの写し）



実績報告書を受受理后、2 週間を目安に「補助金額確定通知」を送付します。

step 4



「補助金額確定通知」を受け取った後、様式を上記二次元コードからダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。

- 請求書



不備のない請求書を受受理后、1 か月以内に補助金を支払います。

step 5



事業が完了した 3 か月後と 6 か月後に所定の様式で事業効果を報告。様式を上記二次元コードからダウンロードし、提出してください。

- 事業効果報告書

書類はメール・郵送・持参のいずれかで外商支援課に提出してください。

申請する事業によって、提出が必要な書類が異なります。詳しくは、ホームページの「補助事業実施の手引き」をご確認ください。

